



証券コード 9221  
2025年6月9日  
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

名古屋市中区金山一丁目13番13号  
**フルハシEPO株式会社**  
代表取締役  
社 長 山 口 直 彦

## 第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト  
に「第78回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト「株主総会」ページ

<https://www.fuluhashi.co.jp/ir/event/agm.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「フルハシ」又はコードに「9221」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から5頁のご案内に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
  2. 場 所 サイプレスガーデンホテル 2階 天の間  
名古屋市中区金山町一丁目9番8号  
（※前回と場所が変更になっております。末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎株主様へのお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいませよう何卒よろしくお願い申し上げます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認ください。ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
    - ①事業報告の「企業集団の従業員の状況」、「当社の従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は当社ウェブサイト (<https://www.fuluhashi.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。  
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使 についてのご案内

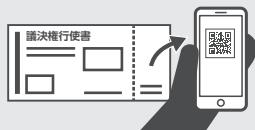
株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただける場合

### ● 「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● 書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

2025年6月24日(火曜日)  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

## 当日ご出席いただく場合

### ● 株主総会へ出席 ●



#### 株主総会開催日時

2025年6月25日(水曜日)

午前10時

(受付開始時間午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- インターネット(「スマート行使」を含む。)と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

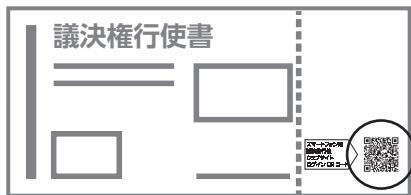
議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## ● 「スマート行使」によるご行使 ●

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

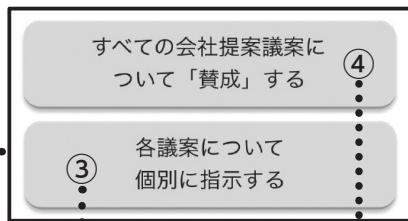


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



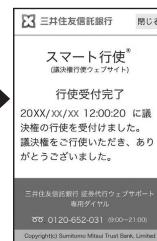
### ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



### ④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

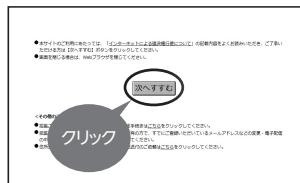
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

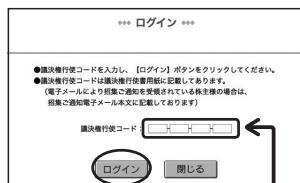
## ● パソコン等によるご行使 ●

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役へ委任可能とすることで、経営の意思決定の迅速化を図り、さらなる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は11名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="172 216 734 319">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="414 326 489 356">(新設)</p> <p data-bbox="414 473 489 503">(新設)</p> <p data-bbox="414 662 489 692">(新設)</p> <p data-bbox="187 886 574 916">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="172 923 734 991">第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="172 1037 734 1173">2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="172 1256 429 1286">第22条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1019 216 1094 246">(削除)</p> <p data-bbox="777 326 1339 462">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="777 477 1339 651">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="777 666 1339 840">4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="792 886 1179 916">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="777 923 1339 1022">第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p data-bbox="777 1037 1339 1211">2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="777 1256 1064 1286">第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任方法)</u>  <u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第36条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>2. <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="323 216 580 243">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="169 288 550 319">第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="364 364 539 391">第7章 計算</p> <p data-bbox="169 436 550 467">第<u>39</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="414 512 489 539">(新設)</p> <p data-bbox="414 585 489 612">(新設)</p>	<p data-bbox="928 216 1185 243">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="774 288 1185 319">第<u>33</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="969 364 1144 391">第7章 計算</p> <p data-bbox="774 436 1185 467">第<u>35</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1011 512 1102 539">附 則</p> <p data-bbox="792 585 1267 615"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="774 624 1339 839"><u>第1条 当社は、第78回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

## 議案及び参考事項

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者	現在の地位		取締役会出席状況
1	山口 直彦	代表取締役社長 経営戦略本部長	再任	13/13回 (100%)
2	山口 昭彦	代表取締役副社長 生産本部長	再任	13/13回 (100%)
3	熊澤 修次	常務取締役 営業本部長兼営業企画部長	再任	13/13回 (100%)
4	天野 幹也	取締役 生産本部副本部長兼中日本バイオマテリアル生産部長	再任	13/13回 (100%)
5	上野 徹	取締役 管理本部長兼総務部長	再任	13/13回 (100%)



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
2	やま ぐち あき ひこ 山 口 昭 彦 (1957年1月12日生) 再 任	1980年4月 愛知リコー(株) (現リコージャパン(株)) 入社 1984年8月 当社入社 1990年11月 取締役 1997年11月 専務取締役営業本部長 2000年9月 取締役副社長 2009年1月 代表取締役副社長 2009年1月 ジャパンバイオエナジーホールディング(株)代 表取締役 (現任) 2009年2月 川崎バイオマス発電(株)取締役 (現任) 2017年4月 C E P O半田バイオマス発電(株)取締役 (現 任) 2024年4月 代表取締役副社長生産本部長 (現任) (重要な兼職の状況) ジャパンバイオエナジーホールディング(株)代表取締役 川崎バイオマス発電(株)取締役 C E P O半田バイオマス発電(株)取締役	165,612株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 山口昭彦氏は、2009年1月より当社の代表取締役副社長を務めており、営業部門及び生産部門におけるリーダーシップと経営に関する豊富な経験・見識に基づき、その職責を果たしてまいりました。今後も様々な経営課題に対し着実に取り組むことで、持続的な企業成長を図るため、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 社 会 義 義 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">くま ざわ しゅう じ 熊 澤 修 次 (1960年11月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1984年 4 月 岐阜県農協運輸(株) (現岐阜県 J A ビジネスサ ポート(株)) 入社</p> <p>1989年 9 月 横浜輸送(株) (現(株)バンテック) 入社</p> <p>2002年 8 月 (株)日栄 (現(株)日本保証) 入社</p> <p>2003年 8 月 ジブラルタ生命保険(株)入社</p> <p>2004年 2 月 当社入社</p> <p>2008年10月 執行役員バイオマテリアル事業部営業部・原 料調達部長</p> <p>2011年 9 月 執行役員資源循環本部長</p> <p>2012年 3 月 執行役員資源循環本部長兼名古屋バイオマス 発電準備室長</p> <p>2012年 6 月 取締役資源循環本部長兼名古屋バイオマス発 電準備室長</p> <p>2013年 4 月 取締役営業本部長</p> <p>2018年 5 月 取締役営業本部関東営業統括部長</p> <p>2018年11月 取締役関東支社長兼営業本部関東営業統括部 長</p> <p>2020年 6 月 取締役営業統括担当兼関東支社長</p> <p>2021年 2 月 取締役営業本部長 (組織改編による)</p> <p>2021年 5 月 常務取締役営業本部長</p> <p>2025年 4 月 常務取締役営業本部長兼営業企画部長 (現 任)</p>	53,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 熊澤修次氏は、当社営業本部長として当社事業の収益力強化と成長戦略の推進に向けた構造改革を主導してまいりました。当社の成長・発展に大きな貢献を果たしてきた実績と豊富な経験・見識を有することを踏まえ、中期経営計画の着実な実行と事業収益の向上のため、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	<p style="text-align: center;">あまの みきや 天野 幹也 (1977年1月26日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2000年3月 当社入社</p> <p>2010年8月 関東支社生産部長兼千葉リサイクルランド工場長</p> <p>2011年2月 関東支社長代理兼関東生産部長</p> <p>2011年4月 執行役員関東支社長代理兼生産部長</p> <p>2014年4月 常務執行役員関東営業本部・関東生産本部長</p> <p>2016年6月 取締役関東支社長代理</p> <p>2018年5月 取締役営業本部本社営業統括部長</p> <p>2019年1月 取締役営業本部本社営業統括部長兼営業一部長</p> <p>2019年7月 取締役本社統括部長兼営業二部長</p> <p>2020年6月 取締役本社生産担当兼営業開発部長</p> <p>2021年2月 取締役生産本部長（組織改編による）</p> <p>2024年4月 取締役バイオマテリアル事業部長</p> <p>2025年4月 取締役生産本部副本部長兼中日本バイオマテリアル生産部長（現任）</p>	49,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>天野幹也氏は、生産部門及び営業部門の経験に加え、当社の生産管理及び品質向上による収益力強化を主導してまいりました。豊富な現場経営の経験・実績、専門的な見識を有しており、新たな価値を創造し現場力を高めることで、事業基盤の強化と成長戦略を推進するため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 数
5	うえ の とおる 上 野 徹 (1960年9月25日生) 再 任	1984年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2015年4月 東伸運輸(株)入社 2016年4月 当社入社サポートセンター法務部長 2016年8月 サポートセンター財務部・法務部長 2016年12月 執行役員サポートセンター財務部・法務部長 2019年7月 執行役員総務部長 2020年6月 取締役管理統括担当兼総務部長 2021年2月 取締役管理本部長兼総務部長(組織改編による、現任)	21,418株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>上野徹氏は、当社財務部・法務部長、総務部長を歴任したのち、管理本部長としてグループ経営の推進や経営上の諸課題への対応に尽力する等、その職責を果たしております。会社業務全般に精通しており、バランスのとれた財務戦略・資本戦略を実行し、企業価値向上のため引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者	現在の地位		取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	水野 信勝	社外取締役	新任 社外	13/13回 (100%)	—
2	織田 直子	社外取締役	新任 社外	13/13回 (100%)	—
3	苅谷 公平	社外監査役	新任 社外	13/13回 (100%)	12/12回 (100%)
4	井上 理津子	社外取締役	新任 社外	10/10回 (100%)	—

(注) 井上理津子氏の取締役会議出席状況は、2024年6月の取締役就任以降の状況を記載しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 数
1	<p style="text-align: center;">みず の のぶ かつ 水 野 信 勝 (1952年12月11日生)</p> <p style="text-align: center;">新 任 社 外 独 立</p>	<p>1976年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2003年 7月 同法人代表社員</p> <p>2005年 7月 同法人三重事務所地区経営執行社員</p> <p>2017年 7月 水野信勝公認会計士事務所所長（現任）</p> <p>2017年 9月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年 5月 (株)ダイセキ社外取締役監査等委員</p> <p>2023年12月 ジャパンワランティサポート(株)社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ジャパンワランティサポート(株)社外取締役</p>	30,000株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>水野信勝氏は、公認会計士として長年培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、2017年9月より当社の社外取締役を務めております。当社の企業経営及び財務会計、コンプライアンスに対し、独立した客観的立場から業務執行全般の監査・監督を行っていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">お だ なお こ 織 田 直 子 (1965年10月10日生)</p> <p style="text-align: center;">新 任 社 外 独 立</p>	<p>1986年 4月 (株)広島そごう入社</p> <p>1996年 1月 (株)アクエリアス情報研究所 (現株)アクエリアス・ハート・ヴォイス) 設立</p> <p>2003年 6月 (株)アクエリアス情報研究所 (現株)アクエリアス・ハート・ヴォイス) 代表取締役（現任）</p> <p>2019年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)アクエリアス・ハート・ヴォイス代表取締役</p>	2,000株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>織田直子氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・見識を有していることから、2019年6月より当社の社外取締役を務めております。企業経営に関する経験及び知見を活かし、特に専門である人材活用やダイバーシティの面から当社の経営を監督、助言を行っていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	かりやこうへい <b>刈谷公平</b> (1969年4月18日生) 新任 社外 独立	1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2001年7月 Deloitte Touche Tohmatsu（現Deloitte）中国天津事務所 副総経理 2005年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所国際部中国室 シニアマネージャー 2007年4月 刈谷公認会計士事務所（現刈谷公認会計士・税理士事務所）所長（現任） 2020年4月 当社社外監査役（現任） 2024年6月 キムラユニティー(株)社外取締役（現任）  (重要な兼職の状況) キムラユニティー(株)社外取締役	2,000株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>刈谷公平氏は、公認会計士として長年培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験及び各事業に係る収益や生産性向上に関する知識を有していることから、2020年4月より当社の社外監査役を務めております。これまでの豊かな知見と当社での監査の経験を活かし、当社の生産技術や安全に関する知識の面からも、独立した客観的立場から業務執行の監査・監督を行っていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 社 会 義 務 株 式 の 数
4	いの うえ り つ こ 井 上 理 津 子 (1964年5月18日生) 新 任 社 外 独 立	1985年4月 (株)埼玉銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2018年10月 りそなビジネスサービス(株)入社 2019年4月 同社執行役員人事部副担当兼ダイバーシ ティ推進室長 2021年4月 同社執行役員ダイバーシティ推進室担当 兼人財育成室担当 2022年4月 同社執行役員内部監査部担当 2024年4月 同社顧問(現任) 2024年6月 A G S (株)社外取締役(現任) 2024年6月 当社社外取締役(現任) 2024年10月 ゼネラルパッカー(株)社外取締役(監査等委 員)(現任)  (重要な兼職の状況) A G S (株)社外取締役 ゼネラルパッカー(株)社外取締役(監査等委員)	1,000株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>井上理津子氏は、長年の金融機関勤務における経験により、財務及び会計の知識のみならず人材育成やダイバーシティ推進にも幅広い知見を有していることから、2024年6月より当社の社外取締役を務めております。これらの経験及び知見を活かし、当社の取締役会の経営機能を強化すること、客観的かつ公平な立場から、専門的な助言、業務執行の監査・監督を行っていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 水野信勝氏、織田直子氏、井上理津子氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって、それぞれ7年9ヶ月、6年、1年であります。  
また、苅谷公平氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年2ヶ月となります。
3. 当社は、水野信勝氏、織田直子氏、苅谷公平氏及び井上理津子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、各氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、水野信勝氏、織田直子氏、苅谷公平氏及び井上理津子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、2022年6月29日開催の第75回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件につきご承認いただき、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を退任の時に贈呈することとしていましたが、本総会をもって監査等委員である取締役に選任される監査役については、その支給時期を監査等委員である取締役退任の時といたします。

### <ご参考>

当社の経営戦略や事業計画等を踏まえて、各取締役の専門性・スキルに関する項目を設定いたしました。

本招集ご通知の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	属性	性別	企業経営	業界知見	営業・マーケティング	生産技術・安全	環境・サステナビリティ	財務・会計	人材・ダイバーシティ	法務・コンプライアンス
山口 直彦	代表取締役社長	社内	男性	●	●	●	●	●	●		●
山口 昭彦	代表取締役副社長	社内	男性	●	●	●	●	●			
熊澤 修次	常務取締役	社内	男性	●	●	●					
天野 幹也	取締役	社内	男性		●		●	●			
上野 徹	取締役	社内	男性	●				●	●	●	●
水野 信勝	監査等委員 取締役	社外 独立	男性	●				●	●		●
織田 直子	監査等委員 取締役	社外 独立	女性			●		●		●	
苅谷 公平	監査等委員 取締役	社外 独立	男性	●			●		●	●	●
井上 理津子	監査等委員 取締役	社外 独立	女性					●	●	●	●

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会において、年額500,000千円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする等の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に沿う内容となっており相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名ありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社では、2022年6月29日開催の第75回定時株主総会において、当社取締役に当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬（金銭報酬債権の総額は年額30,000千円以内）を支給する旨をご承認いただいておりますが、当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますため、改めて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、第4号議案の報酬額とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を設定することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本制度により第4号議案の報酬額と別枠で対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）としたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、指名報酬委員会の審議・諮問を踏まえ、取締役会において決定することといたします。なお、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、5名となります。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6ヶ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は2020年5月21日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は本招集ご通知41頁以降に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は上記方針を本議案の内容に沿った形で変更することを予定しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は、取締役会決議日前営業日の時価を基礎として特に有利とされない範囲の金額となっており、また、各年度において発行される本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は約0.3%（10年間にわたり、本譲渡制限付株式を上限となる株式数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約3.0%）と希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加を背景に緩やかな回復の動きがみられました。しかしながら、不安定な国際情勢の長期化等によるエネルギー資源及び原材料価格の高騰、円安や米国の通商政策への懸念もあり、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

そのような経済情勢の中、当社グループは循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現を牽引し、さらなる成長と飛躍することを目指して、中期経営計画「Fuluhashi Sustainable Plan 80th」を策定いたしました。この中期経営計画は2025年3月期から当社の設立80周年年度であります2028年3月期までの4年間にわたる成長戦略を示すものです。特に“量的拡大”を重要な事業戦略として、本期間で合計約100億円の投資を行い、中日本及び東日本を中心に新工場を建設することで、木質バイオマスを年間100万トン取り扱える体制を目指しております。中期経営計画の着実な実行のため、既存事業の生産性と効率性を強化するとともに、事業拡大に向けた積極的な投資活動を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,383,585千円（前連結会計年度比107.2%）、営業利益は1,152,772千円（前連結会計年度比110.9%）、経常利益は1,432,873千円（前連結会計年度比115.0%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,033,234千円（前連結会計年度比392.5%）となりました。

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

#### <バイオマテリアル事業>

「バイオマテリアル事業」では、建設工事、建物解体工事で発生する廃木材のほか、使用済み木質パレット、梱包材、街路樹剪定材等の木質廃棄物の処理を受託し、製紙用・木質建材ボード用の原料チップ、バイオマス発電向け燃料チップとして再資源化を行っております。当社はこれらの再資源化で資源循環型社会の実現に貢献しております。木材チップの需要状況においては、輸入燃料の価格変動が落ち着く中、カーボンニュートラル需要を背景にリサイクルチップの需要は引き続き増加しており、当社が製造する高品質な木材チップへの期待は増加しております。木材チップの原料調達については、厳しい市況環境においても新

規顧客の獲得等に注力し、安定した数量を確保しました。2024年10月に愛知県一宮市の「愛知第八工場（一宮）」が本格稼働を開始し、初月の原料調達数量が過去最高を記録する等調達基盤の拡充に大きく貢献しました。さらに、2025年1月から能登半島震災の被災地で発生した災害廃棄物の受入れを開始したことで調達数量が増加し、全体的な原料調達数量は堅調に推移いたしました（前連結会計年度比109.6%）。原料調達の単価につきましては、2025年1月に実施した調達単価の改定が売上高増加の一因となりました。木材チップ販売につきましては、原料調達数量の増加に伴う生産量増加及び販売単価の改定効果影響により、増収となりました（販売単価前連結会計年度比105.5%）。以上の結果、セグメント売上高は6,848,372千円（前連結会計年度比109.1%）、セグメント利益は1,090,884千円（前連結会計年度比121.7%）となりました。

#### <資源循環事業>

住宅建設の際に発生する建設副産物の再資源化でサーキュラーエコノミー社会の実現に貢献する「資源循環事業」では、住宅市場の動向を注視することが重要となります。住宅資材の高騰やそれに伴う住宅価格の上昇等の影響もありましたが、直近の住宅着工件数は前年度比2.0%増となりました。しかしながら、大手住宅メーカーでは新規での住宅受注の確保が難航しており、分譲戸建て住宅においても、完工済み住宅が過剰な状態で新規着工が遅延しがちな状況でありました。こうした中、当社グループでは、エリア展開営業の強化、工事着工件数を維持する取引先へのシェアアップ、地域に密着した中堅建設会社を中心とした既存顧客のインナーシェアアップに注力しました。さらに、廃棄物の広域的な処理に対し地方公共団体ごとの許可が不要となる広域認定制度利用を開始する取引先への営業に注力する等、受注量の確保に努めました。以上の結果、セグメント売上高は1,591,984千円（前連結会計年度比102.0%）、セグメント利益は72,254千円（前連結会計年度比90.4%）となりました。

#### <その他>

木製パレット等の物流機器の製造・仕入・販売を展開している「環境物流事業」では、物流資材のリユース・リニューアルサービスに注力いたしました。物流業界では2024年問題の規制対応により生じる不要物流機器の再利用等、一連の製品ライフサイクルを踏まえた物流機器の買い取りサービス、また、中古リニューアル品の販売では顧客ニーズにあわせてリメイク商品提案やイニシャルコスト削減商品としての提案等により販売に注力いたしました。

た。

「環境コンサルティングサービス事業」では、TCFD「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」及び製品・サービスのライフサイクルにおける環境負荷を定量的に評価するライフサイクルアセスメント (LCA : Life Cycle Assessment) 支援等のカーボンニュートラル関連におけるサービスに引き続き注力しました。費用面では今後の需要増加を見込み、人的資本への投資額が増加いたしました。以上の結果、セグメント売上高は1,305,025千円 (前連結会計年度比106.6%)、セグメント損失は2,458千円 (前連結会計年度は、63,006千円のセグメント利益) となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資はリースを含めて総額2,795,944千円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
当社 愛知第八工場 工場の新設 (バイオマテリアル事業)
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新築・拡充・改修  
新設工場設備の新設・改修  
当社 名古屋工場 工場の新設 (バイオマテリアル事業)
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
特記すべき事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

我が国の資源・エネルギー及び食糧の安定供給の確保は重要な課題となっております。「世のため 人のため 地球のため 社員のため 持続可能な社会を創造します」を経営理念に、木質資源の有効利用のパイオニアとして、木質資源を軸にしたサーキュラーエコノミー・再生可能エネルギー時代を牽引していきます。

お客様・株主・社員をはじめとするステークホルダーの皆様のお支えがあってこそ、挑戦を続けることができます。引き続き変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### ① 事業戦略

当社グループは、設立80周年（2028年2月）に向け、2025年3月期から2028年3月期の4ヶ年での中期経営計画「Fuluhashi Sustainable Plan 80th」を策定いたしました。再資源化の量的拡大を重要な事業戦略と位置付けており、重点的に北関東・東北エリアを含む東日本から、九州北部エリアを含む西日本まで全国的に工場新設及びM&A等を推進させてまいります。また、木質バイオマス発電・熱利用事業の拡充によって、新たな供給先が確保され、さらなる再資源化需要並びに木質燃料の輸送等における環境負荷やコストの削減につながることから、市場開発も推進してまいります。

#### ② コンプライアンス体制

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付け、法令遵守に対する一層の意識の向上と体制強化を図るため、継続的な社内教育と啓蒙を行い、社会的な信頼をより得る努力を行ってまいります。

#### ③ 人材の確保と育成

今後の事業展開に合わせた人材の確保、収益基盤を創出できる人材育成が重要な経営課題であると認識しております。これらの課題に対応するため、「多様性」「公平性」「包括性」の確保及び経営理念に基づき「自ら未来を創造する」人材の育成を基本方針として、従業員

一人ひとりが創造力をもって「高い安全性、高い生産性、高度な環境技術」を追求できる社内環境整備(安全衛生、従業員の健康確保、技能取得、組織人事評価等)を推進してまいります。さらに、AI・自動設備等の導入による省人化・無人化を推進し、さらなる生産性の向上を推進させていただきます。

#### ④ サステナビリティ経営

持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を目指すために、サステナビリティ経営を重視しております。法令遵守と経営の透明性を確保、経営と執行に対する実効性の高い監督機能の確立、木質バイオマス発電・熱利用事業の推進による脱炭素社会の実現、資源循環を目的とした拠点の拡大によるサーキュラーエコノミーの実現、自治体との災害廃棄物処理の支援等、あらゆるステークホルダーとのバランスの取れた関係を一層深化させ、企業価値を高めていくことを目指してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は次のとおりです。

区 分	2021年度 第75期	2022年度 第76期	2023年度 第77期	2024年度 (当期) 第78期
売上高 (千円)	7,716,219	8,076,657	8,753,627	9,383,585
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	569,706	743,722	263,265	1,033,234
1株当たり当期純利益 (円)	63.80	74.96	22.41	87.88
総資産 (千円)	9,258,421	11,311,523	11,325,947	12,169,338
純資産 (千円)	2,115,536	5,052,453	5,023,797	5,591,732

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社フィニティ	30,000千円	100.0 %	収集運搬
FULUHASHI CORPORATION (THAILAND) LTD.	35,670千バーツ	100.0 %	物流機器製造販売
FULUHASHI CORPORATION (VIETNAM) LTD.	21,051百万 ベトナムドン	100.0 %	物流機器製造販売
株式会社フルハシ環境総合研究所	40,000千円	100.0 %	環境コンサルティング
ASAP SECURITY 株式会社 (持分法適用関連会社)	10,000千円	100.0 %	警備請負 人材派遣
ジャパンバイオエナジー株式会社	100,000千円	20.0 % (19.0)	廃棄物処理・リサイクル
ジャパンバイオエナジーホールディング株式会社	51,500千円	36.9 %	ジャパンバイオエナジー株式会社の 経営管理全般

(注) 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

**(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）**

当社は、「世のため 人のため 地球のため 社員のため 持続可能な社会を創造します」を経営理念とし、「バイオマテリアル事業」及び「資源循環事業」を展開しております。

事業区分	事業内容
バイオマテリアル事業	木質廃棄物の再資源化処理受託、木材チップ販売
資源循環事業	各種建設副産物の再資源化処理受託

**(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)**

本社	愛知県名古屋市中区金山一丁目13番13号	
営業所	営業本部 (名古屋市)	横浜営業所 (横浜市)
	静岡営業所 (掛川市)	千葉営業所 (千葉市)
工場	東東京営業所 (松戸市)	西東京営業所 (入間市)
	西日本営業所 (広島市)	
	愛知第一工場 (春日井市)	愛知第二工場 (弥富市)
	愛知第五工場 (清須市)	愛知第六工場 (豊田市)
	愛知第七工場 (半田市)	愛知第八工場 (一宮市)
	飛島リサイクルパーク (飛島村)	三重工場 (川越町)
	静岡第一工場 (掛川市)	岐阜第一工場 (多治見市)
	岐阜第二工場 (大垣市)	千葉リサイクルランド (千葉市)
	東東京工場 (松戸市)	西東京工場 (入間市)
	湘南工場 (平塚市)	広島工場 (広島市)
	柏リサイクルガーデン (柏市)	

(注) 当社は、2024年6月3日付で本社所在地を「愛知県名古屋市中区金山一丁目14番18号」から「愛知県名古屋市中区金山一丁目13番13号」へ変更しております。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2025年3月18日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、2025年6月25日開催の第78期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,043,000株  
(2) 発行済株式の総数 11,575,192株 (自己株式204,408株を除く。)  
(3) 株主数 1,873名  
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社ヤマグチ	4,860,000	41.99
フルハシEPO従業員持株会	697,276	6.02
清板 大亮	587,600	5.08
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託 口)	535,800	4.63
高取 陽子	406,304	3.51
山口 郁子	342,000	2.95
山口 まどか	240,000	2.07
野口 まさこ	177,900	1.54
山口 直彦	175,524	1.52
伊藤 元光	174,320	1.51

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。  
2. 持株比率は自己株式(204,408株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	18,800 株	5 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山口直彦	経営戦略本部長
代表取締役副社長	山口昭彦	生産本部長 ジャパンバイオエナジーホールディング株式会社 代表取締役 川崎バイオマス発電株式会社 取締役 CEPO半田バイオマス発電株式会社 取締役
常務取締役	熊澤修次	営業本部長
取締役	天野幹也	生産本部 バイオマテリアル事業部長
取締役	上野徹	管理本部長 兼 総務部長
取締役	水野信勝	公認会計士 ジャパンワランティサポート株式会社 社外取締役
取締役	織田直子	株式会社アクエリアス・ハート・ヴォイス 代表取締役
取締役	井上理津子	AGS株式会社 社外取締役 ゼネラルパッカー株式会社 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	矢野辰彦	
監査役	鈴木雅雄	弁護士
監査役	苅谷公平	公認会計士 キムラユニティー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 水野信勝氏、織田直子氏及び井上理津子氏は社外取締役です。
2. 鈴木雅雄氏及び苅谷公平氏は社外監査役です。
3. 当社は水野信勝氏、織田直子氏、井上理津子氏、鈴木雅雄氏及び苅谷公平氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 社外監査役鈴木雅雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役苅谷公平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び連結子会社の取締役、監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、契約期間は、1年間であります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月21日開催の取締役会で役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議し、「役員報酬規程」に定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等につきましては、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬につきましては、「役員報酬規程」に基づき、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

決定方針の内容は次のとおりであります。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に対する意識を高め、長期的な視点を持った取組みを促進するとともに株主と価値共有を進めることを目的とした報酬体系とします。

社外取締役を除く取締役の役員報酬は、固定報酬並びに2022年6月29日開催の第75回定時株主総会にて、承認可決されました譲渡制限付株式報酬により構成し、賞与及び退職慰労金は支給しません。

監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬のみとし、賞与及び退職慰労金は支給しません。

#### ロ. 各報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

##### (a) 固定報酬（金銭報酬）について

社外取締役を除く取締役の固定報酬は、月額報酬とし、求められる職責及び能力、成果や経営に対する貢献度、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、取締役会の決議により決定しております。社外取締役については、独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬にて決定しております。

監査役の報酬額は、監査役会における各々の役位及び役割に伴う責任を踏まえ、監査役の協議によって決定しております。

#### (b) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）について

譲渡制限付株式報酬は、対象取締役に対し毎年1回付与するもので、取締役会決議を経た「譲渡制限付株式報酬規程」に定める方法により算定するものとします。

#### 八. 各報酬の額に対する割合の決定に関する方針

各報酬の支給割合については、株主と経営者の利害共有と従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社として最も適切と考えられる支給割合に決定するものとします。

#### 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、取締役社長が上記の方針によりその具体的内容を決定することについて委任を受けるものとします。

#### ② 取締役の個人別の報酬額の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長山口直彦が決定方針に従って、その具体的内容を決定することについて委任を受けるものとしております。当該権限を委任した理由は、当社の全部門を統括する立場であり、事業状況や各取締役の職務執行状況を把握していることから適任であると判断したためであります。なお、より一層手続きの客観性及び透明性を確保するため、2022年2月14日開催の取締役会の決議により設置された、社外役員を過半数とする任意の指名報酬委員会において、審議を行い、その諮問を尊重したうえで、取締役会決議により決定しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	274,462 (12,843)	254,043 (12,843)	— (—)	20,419 (—)	— (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21,096 (8,076)	21,096 (8,076)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	295,558 (20,919)	275,139 (20,919)	— (—)	20,419 (—)	— (—)	11 (5)

(注) 1. 2019年6月25日開催の第72回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）であります。

2. 上記の非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。また、非金銭報酬等の内容は当社の普通株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容決定に関する方針等」に記載のとおりであります。当事業年度における交付状況は、「2.会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

3. 退職慰労金につきましては、2022年6月29日開催の第75回定時株主総会にて、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式制度の報酬枠（株式報酬の総額は年額30,000千円以内）が承認可決されたことにより従来の退職慰労金は廃止とし、在任中の取締役及び監査役に対して、本退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給といたしました。なお、支給時期につきましては、各取締役及び監査役の退任の時としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）及び監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）であります。

4. 業績連動報酬については、採用しておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に関する事項

社外取締役織田直子氏は、株式会社アクエリアス・ハート・ヴォイスの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職に関する事項

社外取締役水野信勝氏は、ジャパンワランティサポート株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社の間には、特別の利害関係はありません。

また、株式会社ダイセキの社外取締役を兼務しておりましたが、2024年5月23日をもって、退任しております。なお、同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

社外取締役井上理津子氏は、AGS株式会社の社外取締役及びゼネラルパッカー株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社とこれらの会社との間には、特別の利害関係はありません。

社外監査役荻谷公平氏は、キムラユニティー株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

### ③ 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	水 野 信 勝	取締役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。
取 締 役	織 田 直 子	取締役会13回の全てに出席いたしました。主に人材育成・活用において公明性、中立性の視点からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。
取 締 役	井 上 理 津 子	2024年6月の就任後、10回開催した取締役会のうち全てに出席いたしました。主に財務会計、人材・ダイバーシティ、コンプライアンスにおいて中立的な立場で客観的な発言を行っており、適切な役割を果たしております。
監 査 役	鈴 木 雅 雄	取締役会13回の全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	荻 谷 公 平	取締役会13回の全てに出席し、監査役会12回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。株主還元の方針として、利益の確保、適切な投資、健全な財務体質の確保の三つを定め、成長投資も継続しつつ、将来的な連結配当性向は35%程度を目指しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2025年5月13日開催の取締役会決議により、1株当たり14円とさせていただきます。これにより、中間配当金1株当たり14円と合わせた年間配当金は、1株当たり28円となります。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,580,754</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,455,978</b>
現金及び預金	1,105,864	支払手形及び買掛金	138,621
受取手形、売掛金及び契約資産	1,097,670	短期借入金	1,251,700
商品及び製品	59,670	1年内返済予定の長期借入金	595,984
仕掛品	118,854	リース債務	168,260
原材料及び貯蔵品	29,818	未払法人税等	260,755
その他	170,074	賞与引当金	175,663
貸倒引当金	△1,197	その他	864,993
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,588,583</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,121,626</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,480,832</b>	長期借入金	1,324,219
建物及び構築物	2,695,277	リース債務	457,089
機械装置及び運搬具	487,828	役員退職慰労引当金	306,340
土地	3,887,690	債務保証損失引当金	469,660
リース資産	605,419	退職給付に係る負債	478,420
建設仮勘定	630,489	資産除去債務	77,416
その他	174,127	その他	8,480
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>77,689</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,577,605</b>
リース資産	15,515	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	62,173	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,565,870</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,030,061</b>	資本金	1,507,815
投資有価証券	282,406	資本剰余金	1,273,137
長期貸付金	9,664	利益剰余金	2,946,345
繰延税金資産	293,514	自己株式	△161,427
保険積立金	231,882	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>25,862</b>
その他	216,258	その他有価証券評価差額金	11,961
貸倒引当金	△3,664	為替換算調整勘定	33,285
		退職給付に係る調整累計額	△19,384
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,169,338</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,591,732</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>12,169,338</b>

# 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		9,383,585
売 上 原 価		5,088,377
売 上 総 利 益		4,295,208
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,142,436
営 業 利 益		1,152,772
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	453	
受 取 配 当 金	8,419	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	45,241	
保 険 解 約 返 戻 金	195,592	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	44,816	
そ の 他	51,783	346,307
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,989	
支 払 手 数 料	732	
売 上 債 権 売 却 損	18,895	
そ の 他	3,589	66,207
経 常 利 益		1,432,873
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	28,490	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	50,000	78,490
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,595	
固 定 資 産 除 却 損	5,308	
減 損 損 失	46,415	54,318
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,457,045
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	457,048	
法 人 税 等 調 整 額	△33,237	423,810
当 期 純 利 益		1,033,234
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,033,234

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			金 額	負 債 の 部			金 額
科 目				科 目			
<b>流 動 資 産</b>			<b>2,007,010</b>	<b>流 動 負 債</b>			<b>3,206,818</b>
現金及び預金			674,488	支払手形			56,732
受取手形			2,781	買掛金			120,336
売掛金			968,405	短期借入金			1,141,700
電子記録債権			22,654	1年内返済予定の長期借入金			579,640
商品及び製品			41,150	リース債			122,202
仕掛品			118,854	未払金			396,346
原材料及び貯蔵品			19,459	未払費用			95,102
前払費用			68,468	未払法人税等			250,045
その他の金			91,460	前受金			59,795
貸倒引当金			△711	預り金			20,001
<b>固 定 資 産</b>			<b>9,226,347</b>	賞与引当金			155,000
<b>有形固定資産</b>			<b>8,055,394</b>	設備関係支払手形			180,728
建物			2,000,602	その他の負債			29,186
構築物			572,495	<b>固 定 負 債</b>			<b>2,778,438</b>
機械及び装置			413,206	長期借入金			1,204,259
車両運搬具			3,218	リース債			334,099
工具、器具及び備品			168,293	退職給付引当金			420,004
土地			3,814,250	役員退職慰労引当金			277,120
リース資産			452,837	債務保証損失引当金			469,660
建設仮勘定			630,489	資産除去債			64,815
<b>無形固定資産</b>			<b>80,849</b>	その他の負債			8,480
特許権			501	<b>負 債 合 計</b>			<b>5,985,257</b>
商標権			31,900	<b>純 資 産 の 部</b>			
ソフトウェア			49	<b>株 主 資 本</b>			<b>5,236,139</b>
リース資産			18,037	資本金			1,507,815
その他の資産			15,515	資本剰余金			1,273,137
投資その他の資産			14,844	資本準備金			1,255,960
<b>1,090,102</b>			<b>1,090,102</b>	その他の資本剰余金			17,177
投資有価証券			133,795	<b>利 益 剰 余 金</b>			<b>2,616,613</b>
関係会社株			229,390	利益準備金			56,010
出資			1,505	その他利益剰余金			2,560,603
長期貸付金			9,664	別途積立金			130,000
関係会社長期貸付金			43,249	繰越利益剰余金			2,430,603
長期前払費用			4,023	<b>自 己 株 式</b>			<b>△161,427</b>
繰延税金資産			255,451	評価・換算差額等			11,961
保険積立金			231,882	その他有価証券評価差額金			11,961
その他の金			182,653	<b>純 資 産 合 計</b>			<b>5,248,100</b>
貸倒引当金			△1,513	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>			<b>11,233,358</b>
<b>資 産 合 計</b>			<b>11,233,358</b>				

# 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		7,790,486
売 上 原 価		3,878,354
売 上 総 利 益		3,912,132
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,848,383
営 業 利 益		1,063,748
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	83,990	
保 険 解 約 返 戻 金	195,501	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	44,816	
そ の 他	42,256	366,565
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34,803	
支 払 手 数 料	732	
売 上 債 権 売 却 損	18,895	
そ の 他	3,878	58,309
経 常 利 益		1,372,005
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	25,657	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	50,000	75,657
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,938	
減 損 損 失	46,415	49,353
税 引 前 当 期 純 利 益		1,398,308
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	431,641	
法 人 税 等 調 整 額	△35,137	396,504
当 期 純 利 益		1,001,804

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

フルハシEPO株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣吉登  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大橋敦司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フルハシEPO株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルハシEPO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

フルハシE P O株式会社  
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉 登  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦 司  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フルハシE P O株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

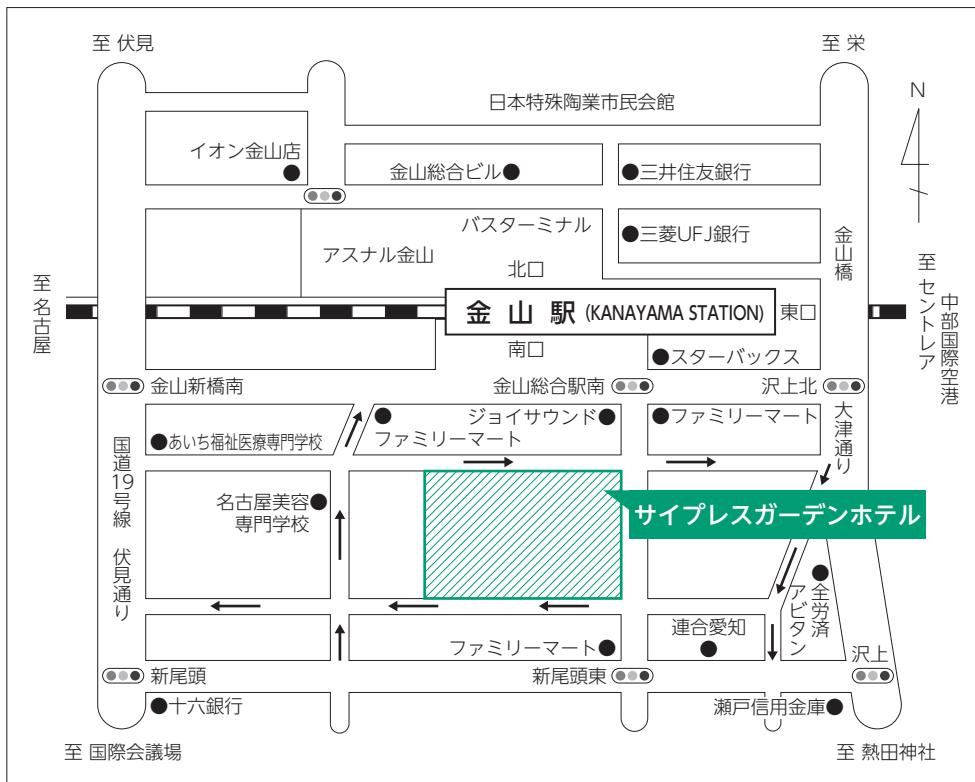
**フルルエポ株式会社** 監査役会  
常勤監査役 矢野辰彦 ㊟  
社外監査役 鈴木雅雄 ㊟  
社外監査役 苅谷公平 ㊟

以上

# 株主総会会場のご案内

## 会場

サイプレスガーデンホテル 2階 天の間  
 名古屋市熱田区金山町一丁目9番8号  
 (※前回と場所が変更になっております。)



## 交通のご案内

最寄り駅「金山駅(※)」南口より直進徒歩1分  
 ※JR東海道本線、JR中央線、名古屋市営地下鉄名城線、  
 名古屋市営地下鉄名港線、名鉄名古屋本線  
 ※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

フジエポ株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。環境に配慮した植物油インキとFSC®認証紙を使用しています。